

平成目安箱への回答 No.18 (緑のごみ袋の廃止について)

担当主管課：環境美化センター環境係 (TEL：72-4438)

要望等内容	回答
<p>ごみの分別方法が10月から変更になります。 今回の変更で、緑のごみ袋がまったく使用できなくなり、8月の広報では廃止と掲載されておりました。</p> <p>私の住むマンションでは分別方法を徹底すべく前回の変更で、緑のごみ袋が容器包装プラスチックのごみ袋として誤使用されないように、全戸から回収し原則、個人では使用せずに、まとめてプラスチックのごみ袋とし、管理組合の共用として活用し、徹底してきました。全戸から回収した緑のごみ袋の未使用残が大量に保存されています。ごみ袋というのは、ゴミの処理代金が含まれているのではないのでしょうか。(認識が誤っているのかもかもしれませんが)直近まで、緑のごみ袋は販売もしておりました。</p> <p>住民は、当然、今後も使える物と思っており、ストックをしていました。予告もなく、急に使用出来なくなり、廃止とだけうたわれていることは、納得がいきません。売っただけ売っておいてという感が否めません。</p> <p>提案として1可燃ごみのゴミ袋にも使用可能とする。2町で買い戻す。3リプラ、ペットボトルのごみ袋として使用可能にする。</p> <p>いずれにしても、買い置きをした、ごみ袋が突然、廃止になることには、納得がいきません。売上金は、どのように処理されているのでしょうか。</p> <p>早急に、ご対応いただき、ご回答を、お願いします。</p> <p>参考までに、担当部署に、現在の緑のごみ袋の保存分を、持ち込みもできますので、ご指示ください。回答が遅くなるようであれば、直接、購入した、コンビニ等に返品可能かを照会したいと思います。</p> <p>他の住民の方も、困っていらっしゃると思います。町では、当然この問題は把握されている事と思いますが、何ら、対応をされないのであれば、あまりにも、一方的ではないのでしょうか。良い、解決策を望みます。よろしく、お願いします。</p>	<p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。さて、「緑の袋の利用方法」につきましては、平成24年9月から分別を開始した「容器包装プラスチック」の分別説明会時におきましても様々な御意見をいただいております。</p> <p>このため町では、その他のプラスチックの廃止に伴い緑の袋が使用できなくなる事への対応として、10月以降、緑の袋は「可燃ごみの袋」として、各家庭の在庫が無くなるまで使用することが出来るよう、本年3月から行っている地区別の説明会等の中でお話しするとともに、広報おおいそでも過渡期の対応として周知しております。</p> <p>引き続き、町民の皆さんへ誤解を与えないよう、「広報おおいそ」や「町ホームページ」に掲載するとともに、これ以外の周知方法を実施し周知徹底に努めてまいります。</p> <p>10月まで約2ヶ月となりましたが、今後も、個人のみならず、管理組合として疑問点などが生じましたら、環境美化センターまで問い合わせいただけますようお願いいたします。</p> <p>なお、現在販売しております町指定ごみ袋にはごみ処理費は含まれておりません。</p>

H25. 8. 12 掲示